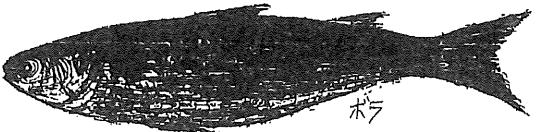


Q & A

水俣病



2024年版

「季刊・水俣支援」編集部

1 水俣病の原因は何ですか

チッソ（株）水俣工場が、アセトアルデヒドを製造する工程で、化学反応を進める触媒として投入した水銀剤が工程内で有機化してメチル水銀になりました。有毒なメチル水銀を含んだ廃液を、そのまま水俣湾や不知火海に流したため、海水中のプランクトンから稚魚を経て、それを食べる魚貝類に蓄積しました。そういった「食物連鎖」の中で水銀濃度は高くなるけれど、ほとんどは新鮮な魚のまま。それを日々食べ続けた漁民や沿岸住民が発病したのです。「奇病」として保健所に初めて届けられたのは1956（昭和31）年でした。

初期には伝染病だと誤解されましたが、水俣病は汚染魚を食べたことによる食中毒なので、患者との接触で感染することはありません。医学的には、メチル水銀が「病因物質」ということになります。

水銀は、もともと人体に有害な物質ですが、水や油に溶ける有機水銀（メチル水銀）は無味無臭の猛毒。脳や胎盤など、無機水銀では入れない人体の最も大事な部分にも、体のバリアーを騙して侵入し、深刻な健康被害を起こします。メチル水銀は徐々に体外に排出されますが、体内でメチル水銀が壊した神経細胞は元に戻らないので、障害が完治することはありません。

2 責任はだれにあるのですか

実験ネコの発病を隠し、「サイクレーター」で浄化したと偽って毒を流し続けたチッソの責任はもちろんです。「チッソは水俣病患者に対して補償する責任がある」と、1973（昭和48）年の熊本地裁判決で確定しました。

しかし、同時に問われる的是、水俣病が発生した1950-60年代の国や熊本県の責任です。「原因物質がわからない」間でも、「水俣湾の魚を食べると発病する」ことはわかっていたのだから、水俣湾の魚を獲ったり売ったり食べたりすることを禁止すべきなのに、それを怠りました。排水規制も全く行われず、工場の刑事捜査や操業停止命令もなし。こういった国・熊本県行政の「不作為」も、被害をここまで広げた大きな要因です。

物を作れるだけ作り、売れるだけ売る。そういう工業生産を推し進める通商産業省が、被害を調査する厚生省や水産庁を脅かし、脅かされた方はスゴスゴ引き下がり、原因究明を続けていた熊大医学部などによる食品衛生調査会の水俣食中毒部会を、任期途中で解散させてしまいます。はるか後、2004（平成16）年に最高裁は「国と熊本県に水俣病を拡大させた責任がある」との判決を出しましたが、それは公式確認から48年も過ぎてからのことでした。

*通商産業省は現・経済産業省。厚生省は現・厚生労働省

3 患者さんや住民は何に苦しんでいますか

まず病気の苦しみです。重症の場合は、著しい運動失調・構音障害・視野狭窄などをきたし、けいれん発作を繰り返しながら亡くなる人が水俣や周辺漁村で様々と出ました。最初、脳性まひと診断されていた子どもたちが、お母さんのお腹の中で水銀を受けた胎児性水俣病の患者であることも確認されました。寝たきりの患者の場合は一日中の付き添いが欠かせず、家族に重い介護負担がかかります。

伝染病との誤解が解けてからも、チッソが殿様のように支配する水俣で、患者・家族は、当たり前の償いを求めるだけでも、チッソに弓を引き市の繁栄を妨げる者として非難されました。漁家はチッソの利害には縛られないけれど、漁村から患者が出ると出荷する魚価にも影響するため、漁協ぐるみで認定申請をしない取り決めをした地域もありました。患者は、二重三重に病気を言い出しにくい雰囲気に、押し込められ続けたのです。

患者の果敢な闘いや裁判勝訴を通じて、地域の偏見や圧力は徐々に減ってきましたが、患者認定を申請したり裁判に参加するのは「補償金目当て」と見られるので、申請をためらう人は今も少なくありません。

なお、初期の重症例ばかりが水俣病ではなく、頭痛・めまい・立ちくらみ・だるさ・しびれ・感覚低下などの

神経症状は傍目にはわかりにくいため、「ニセ患者」との誤解とも患者は闇わねばなりませんでした。

さらに、水俣病の深刻さが世間に伝わると、地域に対する偏見差別も生じます。水俣の中高生が部活の対外試合に行くと「水俣病」とヤジされることも。しかし「最近は、しっかり言い返す生徒も出てきた」とのことです。

4 患者さんは何人いるのですか

1995（平成7）年と2009（平成21）年、政府と国会が「解決策」を実施したものの全被害者を救うには至らず、今も新たに認定申請をする人々が続いているため、正確な患者数は判明していません。そして、未認定の申請者にとっては水俣病と認定されないことが一番の苦しみとなっています。

実はチッソは1978（昭和53）年、補償金の支払い負担で倒産寸前でした。しかし、患者への補償責任を負わせ続けるために、国は、以来ずっと、破格の条件で国のお金をチッソに貸しています。そんな事情もあり、本来、患者を早く助けるための認定制度（公害健康被害補償法）では、近年、水俣病に認定されるのは年に一人以下。ほとんどの人が「水俣病ではない」とされてしまいます。患者認定や補償を求める裁判が次頁表の通り新潟も含め9件続いているが、それは「認定基準の狭さ」が主な原因です。

そもそも、患者の申請を待って審査するのではなく、沿岸住民の健康を広く調査すべきなのです。熊本県は前知事時代に、「沿岸47万人の健康調査」を計画しましたが、まだ実施されていません。

半世紀の間に、水俣病患者として正式に認定されたのは、新潟も含め、下表の一番右上にある、3000人のみ。二度の政府解決策の対象となった人が約7万人、熊本県が「健康を調査しなければ」と考えた人数が、隣の鹿児島県民も含め47万人。まさに「ケタ違い」の、3つの数字を合わせないと、健康被害の全体像が見えてこないのです。

水俣病認定患者・被害者数

| 熊本県 | 鹿児島県 | 新潟県・市 | 計 |
|-----------|------------|------------|-----|
| 24. 1. 15 | 23. 12. 31 | 23. 11. 30 | 日現在 |

■ 公害健康被害補償法（1969旧法 1974～公健法）

| | | | | |
|--------------------|-------|------|------|---------|
| 認定（水俣病である）→補償協定* | 1791 | 493 | 716 | 3000 A |
| 棄却（水俣病ではない） 累積処分件数 | 13375 | 4509 | 1596 | 19480 X |
| 未処分 | 355 | 1076 | 91 | 1522 X |

*チッソ、関西訴訟原告6人には補償協定調印拒否 a

■ 1995-96 第一次政治決着（5ヶ月限定受付）

| | | | | |
|----------------|------|------|-----|---------|
| 判定（260万円+医療手帳） | 7992 | 2361 | 799 | 11152 B |
| 保健手帳のみ | 842 | 347 | 35 | 1224 |
| 非該当 | 1691 | 575 | 113 | 2379 |

■ 2010-12 和解・特措法（2年2ヶ月限定受付）

| | | | |
|--------------------------|-------|-------|--------------|
| 司法和解（不知火患者会・阿賀野患者会） | 2794 | 171 | 2965 C |
| 特措法 「被害者」判定（210万円+被害者手帳） | 19306 | 11127 | 1828 32261 D |
| 手帳のみ（第一次決着からの継続者を含む） | 18307 | 4416 | 139 22862 |
| 非該当 | 5144 | 4428 | 110 9682 |

■ 訴訟等での賠償確定者 1973東京交渉3 1985二次訴訟4 2004関西訴訟51

58 E

| | | |
|-------------------------|-----------------------|-------|
| 合計 損賄（またはそれに近い一時金）受給者合計 | A + B + C + D + E - a | 49430 |
| 公健法認定申請中の未処分者 | X 再掲 | 1522 |

5 海はきれいになつたのですか

水俣湾を汚染していた25ppm以上の水銀ヘドロを埋め立てて、広大な埋立地（エコパーク）が作られています。しかし、メチル水銀を含んだ24ppm以下の底質は不知火海へと薄く広がっており、埋立地に封じたままの水銀も地震などを考えれば安全とは言えません。

とはいえ、水俣を訪問して魚を食べただけで具合が悪くなることはないので、現地を訪れる機会があれば、不知火海の風光にひたりながら、魚に舌鼓を打ってください。漁民の気持ちが少しづつわかるかもしれません。

不知火海の漁業は回復途上。護岸工事による藻場の喪失や、「貧栄養化」の影響があるとも言われています。

係争中の水俣病訴訟

2023年12月現在

| 訴訟名 | 裁判所 | 提訴年 | 請求内容 | 原告数 | 原告・弁護士（代表） | 被告 | 訴訟の要点、経過 |
|---------------------------------------|----------|------|------|-----------|--------------------------|-----------------|--|
| ■国家賠償訴訟／民事訴訟 (水俣病健康被害の賠償を求める) | | | | | | | |
| 訴訟 ア モ ア ス 第 二 次 | 熊本 | 熊本地裁 | 2013 | 1424 | 圓田昭人（弁護団長） 森 正直（原告団長） | チッソ 国 熊本県 | ・原告は特措法の年齢地域線引き外やその後申し出た人など (報道では「特措法訴訟」「集団訴訟」とも) ・特措法和解後の不知火患者会の新訴訟 |
| | 東京 | 東京地裁 | 2014 | 450 万円 | 86 尾崎俊之（弁護団長） | | |
| | 近畿 | 大阪高裁 | 2014 | 128 | 篠井義幸（弁護団長） | | |
| | 新潟 五次 | 新潟地裁 | 2013 | 880 万円 | 皆川栄一（原告団長） 中村周而（弁護団長） | 昭和電工 国 | ・原告は同上 ・四次訴訟に次ぐ阿賀野患者会の訴訟 |

近畿訴訟2023全員勝訴判決で控訴審。3.22熊本訴訟144人に判決 4.18新潟訴訟47人に判決。

■行政訴訟 (棄却処分取消～認定の義務づけを求める)

| | | | | | | | |
|-----------|------|------|----------------------------------|---|-------------------------|-------------|--|
| 被害者互助会訴訟 | 福岡高裁 | 2015 | 公害による水俣病被害補償法に よる水俣病の認定義務付け訴訟 | 7 | 佐藤英樹（原告団長） 山口紀洋（弁護士） | 熊本県 鹿児島県 | ・被告告知書への認定義務付けを求める。 ・2022熊本地裁で原告敗訴。福岡高裁に控訴。 |
| 倉本訴訟 | 熊本地裁 | 2018 | | 1 | 倉本ユキ海 (原告本人訴訟) | 熊本県 | ・亡母チズの棄却取消と認定義務付けを求める |
| 新潟第二次行政訴訟 | 新潟地裁 | 2019 | | 8 | 内山晶（弁護団長） | 新潟県 新潟市 | ・認定審査会で棄却された原告が棄却取消と認定義務付けを求める |
| 認定義務付け訴訟 | 熊本地裁 | 2020 | | 1 | 天草田身さん (原告) | 熊本県 | ・県への認定義務付けを求める |
| 認定義務付け訴訟 | 大阪地裁 | 2022 | | 1 | 後藤達哉 康由美 (弁護士) | 熊本県 | ・県への認定義務付けを求める ・国の不服審査会の裁決遅延につき不作為違法を問う |

6. 水俣病事件や患者・住民の闘いは、私たちの暮らしと どこでつながっていますか

東京で水俣との交流や患者支援を続けて感じたことを記します。

*果敢に戦う勇気 一次訴訟、自主交渉、関西訴訟、溝口訴訟等々、患者家族の果敢な闘いが被害者への補償救済を切り開いてきた。

不条理に異議を申し立てる人々の粘り強い闘いが、私たちにも勇気を与える。

*水銀汚染への警鐘 2013年に熊本で調印された水銀規制の水俣条約。2017年9月ジュネーブ締約国会議で、胎児性患者の坂本しおぶさんが「終わらぬ水俣」を訴えた。不知火海も太平洋も微量水銀の海なので、都会に売られる魚でも、マグロ、キンメ・・水銀値の高い魚が多い。魚食文化を維持しつつ、妊娠後期の女性に魚種を限って摂食を警告するなど、きめ細かな対策の必要性は水俣も全国も同じ。水俣病の経験は、地球規模で環境汚染への警鐘となっている。

(同じ被害者という視点)

*都市の繁栄の犠牲 塩ビやプラスチック製品、ビニールハウス、合成繊維の服。チッソが汚染も構わず量産した製品から私たちは便利や豊かさを得てきた。その陰で誰かに犠牲を強いていないかと考えたい。原発が作る電気も同じ。

(都会は加害者になっていないかという視点)

*生命への慈しみ 「生んでくれてありがとう」と母に言う胎児性患者。自分の水銀を吸い取ってくれた、家族の結束の絆でもあるとして「宝子」と言う母。命や家族に対する深い受け止めに教えられる。

*風土の豊かさと環境意識 海や田畠に囲まれて暮らす水俣には、農薬を抑える農業や、養殖でない漁業を取り組む人々がいる。全国有数の「分別ゴミ」は高品質のリサイクル資源。街ぐるみで環境首都を目指している。



いつも次の闘いを考えていた。
川本輝夫さんと座右の書



先頭で闘った患者・川本輝夫さん(上) 川上敏行さん(下)

資料 水俣病の研究・記録・表現 抄

おもに熊本水俣病関係／下線は廉価で市販の書籍

- 医学・自然科学 細川一・野田兼喜、伊藤蓮雄（公式確認、ネコ実験）、世良完介・鰐淵健之・喜多村正次・入鹿山且朗・徳臣晴比古（熊大研究班・赤本「水俣病」）、松島義一（毛髪水銀調査）、原田正純（「水俣病」岩波新書、胎児性水俣病）、武内忠男・立津政順（熊大第二次研究班）、有馬澄雄（青林舎「水俣病」編集）、赤木洋勝（水銀分析法）沼野成生・二宮正（中枢神経損傷説）、津田敏秀（食品衛生法の適用を提唱）、藤野糸・板井八重子・高岡滋（協立病院・集団検診）、宇井純「日本の水はよみがえるか」（NHK出版）、「水俣病」（富田八郎）、岡本達明・西村肇「水俣病の科学」、斎藤恒「新潟水俣病」、横田憲一「水俣病の病態に迫る」、三浦洋・村田三郎（阪南中央病院）
- 社会科学・事件運動史 宇井純「公害の政治学」「公害原論」、渡辺京二「流民型労働者考」、不知火海総合学術調査団「水俣の啓示」、富樫貞夫「水俣病事件と法」、宮澤信雄「水俣病事件四十年」、深井純一「水俣病の政治経済学」、橋本道夫編「水俣病の悲劇を繰り返さないために」、ティモシーソジョージ「水俣 公害と民主主義のための闘い」（英語原著の翻訳書／未刊）、水俣病研究会「水俣病事件資料集」、後藤孝典「沈黙と爆発」、岡本達明「水俣病の民衆史」（全6巻）、原田正純・花田昌宣「水俣学講義」（1-5）、熊本学園大「水俣学ブックレット」（1-17）、野沢淳史「胎児性水俣病患者たちはどう生きていくか」、色川大吉「不知火海民衆史」
- 文学 水上勉「海の牙」、石牟礼道子「苦海浄土」（講談社文庫）「流民の都」「椿の海の記」「全集・不知火 17巻」、吉田司「下下戦記」「夜の食国」、高橋治「告発・水俣病事件」（戯曲）、坂本直充「光り海」（詩集）
- 記録／患者聞き書き 「愛かなしきる命いだきて」（一次訴訟の原告証言録）、患者連合「魚湧く海」、栗原彬編「証言・水俣病」（岩波新書）、相思社「豊穣の海辺から 1-4」、松本勉「水銀みずがね 1-3」、藤本壽子「水俣みずの樹」（産廃反対・山間部の人々）、岡本達明「水俣病の民衆史」（再掲）／患者個人史「出月私記／浜元二徳語り」、森千代喜日記「私は雨もいとわず团草を刈る」、緒方正人「常世の船を漕ぎて」「チソは私であった」、御手洗鶴右「命 限りある日まで」、川本輝夫「水俣病誌」、緒方正実「水俣・女島の海に生きる」／運動 水俣病を告発する会「告発 締刷版」「水俣 患者とともに 締刷版」「わが死民」／政治過程 馬場昇「ミナマタ病 30年」、吉井正澄「じやなかしゃば 新しい水俣」、一瀬文秀「潮谷義子聞き書き 命を愛する」
- 演劇 砂田明、川島宏知ほか「天の魚」、砂田明「海よ母よ子どもらよ」、石牟礼道子・梅若六郎・橋の会「新作能・不知火」、詩森ろば「h g」、「海の凹凸」木村夫伎子・劇工房橋の会「死んだ海」、ふたくちつよし・トムプロジェクト「静かな海へ」、「風を打つ」文化座「アーニマの海」 ■舞踊 杉本栄子・荒馬座「2001 水俣ハイヤ」
- 映画 鬼塚巖「水俣病 1, 2」「怒れない世界」（8mm）、土本典昭「水俣・患者さんとその世界」「水俣一揆」「不知火海」「医学としての水俣病」（三部作）「わが街わが青春」「川本輝夫 井戸を掘った人」、小池征人「水俣の甘夏」、香取直孝「無辜なる海」、佐藤真「阿賀に生きる」「阿賀の記憶」、西山正啓「のさり 杉本栄子の遺言」、加藤宣子「しえんしゃたちのみなまた」、J・デップ主演「MINAMATA」、原一男「水俣曼荼羅」
- 写真集 桑原史成「水俣事件」「いのちの物語 水俣」、塩田武史「僕が写した愛しい水俣」「水俣な人」、ユージン&アイリーン・スミス「MINAMATA」、芥川仁「水俣・巣存する風景」、宮本成美「まだ名付けられていないものへ または、すでに忘れられた名前のために」、半永一光「ふれあい・撮るぞ」、田中史子「生 40 年目の水俣病」、石川武志「MINAMATA NOTE」、小柴一良「水俣 1974-2013」、尾崎たまき「水俣物語」
- 絵画 丸木位里・丸木俊「水俣の図」、丸木俊・石牟礼道子「みなまた海のこえ」（絵本・DVD）、ゆきのぶ「僕らのトランキライザー 2」（漫画）
- 音楽 真山一郎「日本の黒い水」（浪曲）、黒坂正文「もう二度と」「We can stand」、海援隊「水俣の青い空」秋吉敏子＆ルー・タバキン「Minamata」、市内中学校「海」、荻久保和明「しゅうりりえんえん」、上条恒彦「花あかり」、柏木敏治「レクイエム」「カシオペアの歌」、渡辺参治（新潟患者・民謡）、坂本龍一 MINAMATA 映画音楽
- 当会協力のウェブサイト [「水俣を語ろう」](https://www.mwp2021.net/) <https://www.mwp2021.net/>
- 定期刊行のミニコミ 水俣病センター相思社「ごんづい」、本願の会「魂うつれ」、熊本学園大学水俣病研究センター「水俣病通信」、NPO みなまた「NPO みなまた」、ノーモアミナマタ発行委「月刊ノーモアミナマタ」東京・水俣病を告発する会 「季刊・水俣支援 東京ニュース」 → 下記にご連絡あれば見本誌を送呈します

東京・水俣病を告発する会

2024.1.25

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-21-7 静和ビル 1-A Tel・Fax 03-3312-1398 y-kbt@nifty.com

2023. 11. 25 東京シンポジウム報告

(鈴木紀雄 記)

胎児性小児性患者会の近況

松永幸一郎 (患者会代表)

加藤タケ子 (患者会事務局)

コロナ期間は、オンラインでの報告が続いたが、5月に続き、現地からの上京を得ての報告となった。

■患者会の近況

松永幸一郎 今、私は認定ランクの変更に挑んでいるが、4回却下され、来年5回目の申請を予定している。水俣病胎児性小児性患者会の活動としては、福島原発処理水排出反対や戦争反対のスタンディング行動を行なったり、大学生が来ての交流などに取り組んでいる。

加藤タケ子 胎児性小児性患者の挑戦のひとつとして、ランク変更の取り組みがある。松永さんの事例は氷山の一角で、総務省・公害等調整委員会の聞き取りでさらに痛めつけられている実態がある。

私たちは「水俣病から宝物を伝えるプログラム」を23年間行っている。昨日は、横浜元町の山元小学校の5年生に授業をした。熱心な先生で、事前授業のまとめ黒板も良かった。こちらからは教科書からはみ出した情報を提供したり、アドバイスしたりした。

松永 今回の上京では、将棋会館で初段から二段への昇段に挑戦するので、この小学校での授業は一回断った。でも、結局一泊増やすことで対応した。

加藤 「きぼう・未来・水俣」の記録などのまとめの冊子が出来上がり、東京に持って来ていたのにホテルに置いて来てしまった。昨日の授業は、前半が松永さんとの共同トーク、後半は、あらかじめ作業部品を用意しておいてのエコバッグ作りのワークショップで、全体で2時間近く行なった。

もう40年近くも前に、水俣病が現地でタブーだった時代に、市立袋小学校の梅田先生が頑張って水俣病を伝える授業に取り組み始めたのがスタートだった。私たちの活動もコロナ禍やいろいろなゴタゴタで危機の時もあったが、今は元どおりに取り組めている。昨日も、子供たちに何か残るような授業ができたのではないかと思っている。子供たちからは、「苦しかったことの多かった水俣で、なぜ『きぼう・未来』なのか?」という良い質問もあった。終了後、夜は横浜中華街で楽しめてもらつた。

水俣では、週1回ほどのペースで多くの大学生、先生などの訪問客が訪問、留学生も来ている。夜市で来た子供たちが赤木先生のピアノを弾いたり、オセロをやったりして楽しんでいる。小・中学生の社会体験やコンサートも。

誕生会では明水園の人たちとZOOMでお祝いした。

胎児性患者仲間が入居している明水園は今も外出制限があり、長らく園に閉じ込められている状態だ。園側は、コロナ禍のため、外より明水園の方が安全との立場を取り続けている。現在、「きぼう会のメンバー」や職員が抗原検査をして大丈夫だったら明水園からこちら(市内にある「きぼう未来」事務所)に来られないか、と提案しているところ。

(◆スクリーンに、金子雄二さんの姿が投影されて)

金子雄二さんは、医療的ケアが必要になったが、近々退院する。経管栄養を行なっていて、誤嚥性肺炎の危険性を低減するために気管切開をしたので、痰の吸引が楽になった。本人は、グループホーム「おるげ・のあ」に戻ると言っている。(無二の友人であるスタッフの)関根浩さんは今コロナ感染から回復中だが、水俣現地の様々な水俣病医療・福祉資源が——厳しい交渉を経てだが——24時間対応でいろいろと動いてくれている。



■百間排水口樋門の保存活動

加藤 次に百間排水口の保存問題について。大雨の7月1日に、日本山妙法寺・

水俣道場の西川大さんという僧侶が足場に座り込みをして、樋門の撤去が延期になった。彼とは時間限定の座り込みと一緒にやったりもした。県知事に対して、市民とともに「保存を」と要望した。

(◆樋門の写真投影) この4枚の樋門は修復・保存から文化財へと進んでゆけたら良い。ここからの排水が水俣病を発生させ、ここの排水が「ネコ実験」に使われたのであって、近代の負の遺産というべきもの。

(◆樋門が外された排水口や内側のアーチ構造の写真を投影) 廃水口全体を公害遺跡群としてとらえる世界初の取り組みとして、日本考古学会の専門家等にフィールドワーク調査をしてもらった。

廃水口のアーチ構造はもともと熊本の石積み文化の現れであり、石橋だったものを利用した可能性もある。周りを覆っているコンクリートや鉄板を取り除くと石橋そのものが出て來るのでないか?もしかしたら文化庁が位置づけるような貴重な遺跡かも知れない。

メンバー プロフィール

(シンポジウム配布資料
より転載 写真も)



松永幸一郎

(1983年胎児性水俣病認定患者) 1963年6月29日 水俣市丸島生まれ。

水俣病胎児性・小児性患者・家族・支援者の会代表、(一般社団法人)きぼう・未来・水俣メンバー

20歳の時、胎児性水俣病認定。水俣病の原因がチツソの排水に起因することが明らかになった1959年からさらに4年後の出生。「チツソが排水をその時に停止していたら」との悔しい思いを抱えている。3キロの道程を自転車=マウンテンバイクで「ほっとはうす」に通っていたが、足の痛みがひどくなる。2010年頃から車いすを利用するようになる。日本将棋連盟公認初段の腕前、肥後名人戦での対局の経験を持つ。

長井 勇

(1963年頃胎児性水俣病認定患者) 1957年2月11日 鹿児島県出水市前田生まれ。

水俣病胎児性・小児性患者・家族・支援者の会副代表(一社)きぼう・未来・水俣メンバー

足の変形が激しく生まれつき歩くことはできなかったが、車椅子を足代わりにどこへでも出かける行動力の持ち主。『僕の宝物は12歳で小学校に入学したこと』と語り続けてきた。

2010年11月から身体機能が急激に低下し全身の筋力が低下。周囲の励ましとリハビリで少し改善。厳しい情況の中でも、自立精神を維持し続ける。一人で行動できる力の回復を目指している。

永本賢二

(1963年頃胎児性水俣病認定患者) 1959年9月1日、水俣市梅戸生まれ。

水俣病胎児性・小児性患者・家族・支擾者の会副代表(一社)きぼう・未来・水俣メンバー

1997年頃より水俣病を伝える活動に参加。2003年と2012年、水俣病義性者慰靈式において、水俣病患者遺族代表として「祈りの言葉」を述べる。水俣病資料館では語り部も務める。水俣病や障がいを理由にいじめられたとき励まされたのは、チツソ梅芦港のクレーン。辛い経験のなかにも詩的なセンスとユーモアを交えて語る。

金子雄二

(1962年胎児性水俣病認定患者) 1955年8月26日、水俣市明神生まれ。

水俣病胎児性・小児性患者・家族・支援者の会員(一社)きぼう・未来・水俣メンバー

チツソ百聞排水口の近くに暮らす一家は、兄が3歳頃、父が1954年4月に発病。家族は全員水俣病認定患者。父親は彼が生まれる3ヶ月前に奇病=劇症型水俣病で26歳で死亡。38歳頃より急激な身体機能の低下で歩行が困難になり、車イスが必要となった。20歳から仕事の場を求め、40歳で「ほっとはうす」を仲間たちと驚設し『仕事と地域生活の拠点』を粘り強く実現させた。「ほっとはうす」での仕事は、水俣病事件を伝える活動、押し花葉や名刺等のラミネー ター加工、エコバッグのオリジナル印押し。

加賀田清子

(1962年胎児性水俣病認定患者) 1955年8月16日水俣市月浦生まれ。

水俣病胎児性・小児性患者・家族・支援者の会員(一社)きぼう・未来・水俣メンバー

7歳から25歳まで病院や明水園で暮らす。そのため家族と一緒に暮らした記憶が乏しい。その悲しみ、淋しさは今でもなく

ならない。だから、「私よりもっと重症の苦しんでいる胎児性患者がいる、その人達の役に立ちたい」が信条。さらに、水俣病による機能障害で言葉を発することのできない胎児性患者の声なき想いを感じ取り、その想いを周囲に伝える役割を自らに課している。30代後半（2000年頃）より身体機能の急激な低下で歩行が困難となり、車イスでの移動を余儀なくされている。だが、「もう一度歩くことができたら、また、仲間の車いすを押してあげたい」と、他者への深い思いやりが光る。

故 渡辺栄一

1952年6月22日生水俣市湯堂生まれ。（2023年6月15日死去 享年70歳 合掌）

水俣病胎児性・小児性患者・家族・支援者の会員（一社）きぼう・未来・水俣メンバー

1958年頃発症の胎児性水俣病認定患者。1958年生まれの弟は胎児性患者。一家3代、家族7人が水俣病被害を受ける。祖父は水俣病第一次訴訟の原告団長、渡辺栄蔵。2009年以降、母と弟を立て続けに死亡。7人家族のたった一人の生存者だった。40代から身体機能が低下し、杖を使って歩くのが困難に。手先の器用さと優れた音感が自慢、ピアノとアコーディオンを奏でる。

加藤タケ子

1950年10月3日、東京都府中市生まれ。

水俣病胎児性・小児性患者・家族・支援者の会事務局長（一社）きぼう・未来・水俣 代表理事

「ほっとはうす」の元施設長、今はきぼう・未来・水俣で活動中。1988年、未認定患者らのチツソ水俣工場前での座り込みに参加、その後、水俣に移住。92年「カシオペアの会」を胎児性患者と共に結成し、その後の「ほっとはうす」の発足につなげた。患者さんに寄り添い、共同トークで「水俣病から宝物を伝える」ことをライフワークとし、声がかけられれば世界のどこへでも出かけていく。

報道

■胎児性患者の加賀田さん講演

「患者、ここに」伝えたい 水俣・福岡展 公害病の理不尽 訴え

2023.11.6 西日本新聞朝刊

公害の原点とされる水俣病を、展示と患者や識者の講話を通して考えてもらおうと、福岡アジア美術館（福岡市）で開催中の「水俣・福岡展」（水俣フォーラム主催）。企画の一つとして、胎児性患者の加賀田清子さん（68）がこのほど、「私と水俣病」と題して講演した。自由に動き回るのは難しく、言葉も明瞭ではない。そんなわが身をさらしてまで、公害病の犠牲に遭った理不尽さを訴え続けるのは「私たちを忘れないで」という思いがあるからだ。

（西田昌矢）

加賀田さんは1955年、水俣市月浦に生まれた。母親のおなかでメチル水銀の影響を受け、62年に胎児性患者と認定された。幼少期から、治療やリハビリのため家族と離れて暮らした。

16歳の時、市内の患者療養施設「明水園」に入所。当時は自分の足で歩き、発語もはつきりしていた。重症患者の聞き取りにくい言葉を“通訳”することも。明確に聞こえなくても「心の言葉がある」。身ぶりや表情で、言いたいことが分かった。

成人の日。両親が用意した晴れ着に身を包み、化粧をして写真を撮った。式典には参加できなかった。市から案内状が届かなかった。「私たち胎児性の患者も水俣に住んでいる」。そう伝えたかった。

30代後半は症状が悪化し、車椅子なしで歩けなくなった「一番つらかった時期」。そんな中、96年に都内で開く第1回水俣展の関連行事で胎児性患者として話してほしいと打診があった。加賀田さんの父は当初「見苦しいから」と反対した。差別を恐れていた。加賀田さん自ら、主催者とともに説得し、認めもらった。当日。自身と切っても切り離せなかった水俣病の被害を伝える。大役を果たせることで胸がいっぱいになった。涙を流して人前に出たことを覚えている。

患者の高齢化が進む。共に被害を訴えてきた仲間は年々少なくなる。加賀田さんは今回、亡くなった一人の遺影をステージ上のテーブルに置き、講演に臨んだ。終了後、加賀田さんは「水俣病が忘れられないよう、患者の私たちがここにいるということを元気なうちに伝え続けたい」。もちろん、語ることができなくなった仲間の分も。水俣・福岡展は11月14日まで。

「家族の命のように考えて」「国の危機管理は失敗続き」作家・柳田邦男さん講演要旨

加賀田さんが講演した日には2005年～06年に環境省が設置した私的機関「水俣病問題に係る懇談会」の委員を務めたノンフィクション作家、柳田邦男さん（87）さんも、水俣病患者の救済が長引く背景について語った。要旨は次の通り。

*患者がなぜこんなに苦しい状況に置かれたのか。日本の行政や企業の姿勢に根源的な理由がある。私はそれを、懇談会の委員を務めた時に実感した。水俣病は1956年に公式確認された。59年、厚生省（当時）の部会が「原因は有機水銀」と

の結論を出し対策の必要性を訴えたが、通産相（同）は根拠の乏しさを理由にうやむやにした。原因企業チッソによる汚染水の排出は68年まで続き、その年に国は初めて、有機水銀による魚介類の汚染が原因と認めた。

経済成長のために犠牲者を出してもいいという国の体質は変わっていない。2002年に国の地震調査研究推進本部が三陸沖を含む地域での地震発生の可能性を指摘したのに、堤防整備などお金がかかる津波対策を講じなかった。9年後に東日本大震災は起きた。水俣病患者の被害者救済法は対象地域や出生年で対象を線引きしている。同じように、広島原爆の被爆者認定は、放射性物質を含む黒い雨を浴びた人を原爆投下時にいた場所で線引きした。場所に関わらず認めたのは21年になってからだ。そういう危機管理の失敗を、国は繰り返している。

水俣病患者や被災者を「よその人」ではなく「自分の家族」のように考えるものの見方が必要だ。そうすれば人ごとと思えなくなる。

■水俣病対応、評価と批判 蒲島県政16年に患者ら

「直接向き合ってくれた」「国言いなりになった」 2023.12.10 熊本日日新聞朝刊

熊本県の蒲島郁夫知事が6日の県議会で、来春の知事選不出馬を表明した。水俣病問題を「私の政治の原点」と明言してきた蒲島氏。4期16年の取り組みに、患者や支援者からは「寄り添ってくれた」と声が上がる一方、水俣病特別措置法に基づく未認定患者救済策への対応や、未実施の不知火海沿岸の住民健康調査を例に「国言いなりだった」とする指摘もあり、評価は分かれました。

▽

蒲島氏は2008年4月の知事就任後、定期的に水俣・芦北地域を訪れ、胎児性患者らとの交流を続けた。新型コロナウイルス下の中止を挟み、今年9月には約5年ぶりに現地を訪問。来年度から胎児性患者らの生活支援事業の自己負担を軽減する方針を明らかにした。

原因企業チッソがメチル水銀を流した百間排水口（水俣市）の樋門撤去の動きが表面化すると、県は胎児性患者らの要望を受けて調整に乗り出し、「現地保存」の方向で決着した。

胎児性患者らを長年支援する加藤タケ子さん（73）は「患者に向き合って直接耳を傾け、何が求められているかを考えてくれる人だった」と評価する。

「知事は水俣病の教訓を次世代に伝える重要性を強調していた」と水俣市立水俣病資料館語り部の会の緒方正実会長（65）。「水俣病を県政の重要課題と位置付け、患者に寄り添ってくれた。できればもう1期続けてほしかった」と残念がった。

蒲島氏が成果を強調したのが、1期目の09年に議員立法で成立、施行された水俣病特措法。6日の県議会答弁でも「与野党国会議員に直接交渉し、双方の橋渡しを務めることで法成立につなげた」と胸を張った。

水俣病被害者の会の中山裕二事務局長（70）は「知事が特措法成立に尽力し、約5万人が救済対象となった点は評価できる」としつつも、被害者側が求めた救済申請期限の撤廃について「環境相の決断を尊重する」と国に追従した知事の姿勢を批判した。「申請締め切りが今も続く集団訴訟の火種となった」と中山事務局長。患者認定業務を巡り13年に県が敗訴した最高裁判決後の対応も挙げ、「知事が国の対応に反発し、認定業務の返上を持ち出す場面もあったが、環境省の新通知が出るとあっさり引き下がり、国言いなりになった」と指摘した。

特措法に規定された不知火海沿岸の健康調査は、施行から14年たった今も実施されていない。チッソ水俣病患者連盟の高倉史朗事務局長（72）は、04年に潮谷義子知事（当時）が県の独自調査を国に提案したケースを引き合いに「蒲島氏も県のトップとして積極的に関わるべきだった。結局、国の顔色をうかがい、国が許した範囲でやる県のスタンスは変わらなかった」と話した。

（上野史央里、久保田尚之）

水俣病胎児性小児性患者・家族・支援者の会／一般社団法人「きぼう・未来・水俣」

〒867-0051 熊本県水俣市昭和町2-4-8 西田ビル1F

Fax 0966-63-6741 Tel 090-7156-2298 katotakeko@gmail.com (事務局 加藤)

水俣病胎児性小児性患者・家族・支援者の会 東京支部

〒166-0002 東京都杉並区高円寺北4-39-4-1 清水方 cuatro-gatos@pop21.odn.ne.jp (支部長 清水)